

## 函館市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項および第5項に規定する監査を次のとおり実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年2月1日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 板倉 一 幸

函館市監査委員 藤井 辰 吉

### 1 定期監査

対象部局 農林水産部，港湾空港部，会計部，農業委員会事務局

### 2 随時監査（財務監査）

対象工事 赤川高区浄水場ろ過施設建設工事

# 監 査 報 告 書

令和 3 年 (2021 年) 2 月

函 館 市 監 査 委 員

# 目 次

I 監査の対象部局等	1
II 監査の結果	1
< 定期監査 >	
・ 農林水産部	2
・ 港湾空港部	4
・ 会計部	6
・ 農業委員会事務局	8
< 随時監査（財務監査） >	
・ 赤川高区浄水場ろ過施設建設工事	10

## I 監査の対象部局等

### 1 定期監査

対象部局	監査の対象期間	監査の実施期間
農林水産部	令和2年4月1日から 令和2年7月31日まで	令和2年9月14日から 令和2年12月25日まで
港湾空港部	令和2年4月1日から 令和2年7月31日まで	令和2年9月14日から 令和2年12月25日まで
会計部	令和2年4月1日から 令和2年7月31日まで	令和2年9月14日から 令和2年12月25日まで
農業委員会事務局	令和2年4月1日から 令和2年7月31日まで	令和2年9月14日から 令和2年12月25日まで

### 2 随時監査（財務監査）

対象工事	監査の実施期間
赤川高区浄水場ろ過施設建設工事	令和2年10月5日から 令和2年12月25日まで

※ 所管部局：企業局

## II 監査の結果

監査の結果は、次の各監査結果報告書のとおり。

なお、監査の実施に当たって準拠した函館市監査基準第21条第1項各号に規定する監査等の着眼点等については同報告書に記載のとおりである。

## 令和2年度（2020年度） 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象

#### (1) 対象部局

農林水産部

#### (2) 対象事務

令和2年（2020年）4月1日から令和2年7月31日までに  
執行された財務に関する事務およびその他の事務

### 2 監査の期間

令和2年9月14日から令和2年12月25日まで

### 3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### (2) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

#### (3) 契約事務（土地賃貸借契約（うち牧草栽培および放牧用地、亀尾ふれあいの里施設用地））

- ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書，見積書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

ウ 履行の確認は適切に行われているか。

#### 4 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，いずれも適正に執行されていた。

## 令和２年度（２０２０年度） 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象

#### (1) 対象部局

港湾空港部

#### (2) 対象事務

令和２年（２０２０年）４月１日から令和２年７月３１日までに  
執行された財務に関する事務およびその他の事務

### 2 監査の期間

令和２年９月１４日から令和２年１２月２５日まで

### 3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### (2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（緑地管理経費（うち緑の島管理に係る委託料））

ア 違法，不当または不経済な支出はないか。

イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。

ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。

エ 支払時期は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，いずれも適正に執行されていた。



## 令和２年度（２０２０年度） 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象

#### (1) 対象部局

会計部

#### (2) 対象事務

令和２年（２０２０年）４月１日から令和２年７月３１日までに  
執行された財務に関する事務およびその他の事務

### 2 監査の期間

令和２年９月１４日から令和２年１２月２５日まで

### 3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### (2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

## 令和２年度（２０２０年度） 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象

#### (1) 対象部局

農業委員会事務局

#### (2) 対象事務

令和２年（２０２０年）４月１日から令和２年７月３１日までに  
執行された財務に関する事務およびその他の事務

### 2 監査の期間

令和２年９月１４日から令和２年１２月２５日まで

### 3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点から踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### (2) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

### 4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に

執行されていた。

## 令和2年度（2020年度） 随時監査（財務監査）結果報告書

### 1 監査の対象

- (1) 工事名 赤川高区浄水場ろ過施設建設工事
- (2) 工事担当部局 企業局
- (3) 予算主管部局 企業局
- (4) 契約担当部局 企業局

### 2 監査の期間

令和2年（2020年）10月5日から令和2年12月25日まで

### 3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記対象工事が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿、設計図書等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、上記対象工事の財務事務面の監査としての主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 契約事務

- ア 契約の方法および手続は適正か。
- イ 契約書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。
- ウ 契約書どおりの履行がなされているか。

### 4 工事の概要

- (1) 工事場所 函館市赤川町443番地 赤川高区浄水場
- (2) 工事内容
  - ア ろ過池棟建設工事 鉄筋コンクリート造（地上2階，地下1階）  
1棟，寸法 幅37.9m×長さ22.9

	m×高さ10.05m, その他 1式
イ 場内整備工事	構造物土工 1式, 構内整備工 1式, その他 1式
ウ 場内配管工事	水道用ダクタイトイル鋳鉄管(口径100mmから700mm) 1式, 不断水挿入バタフライ弁 1式, 水道用ソフトシール仕切弁 1式, その他 1式
(3) 請負金額(税込)	849,200,000円
(4) 請負者	高橋組・小泉建設・カネス杉澤事業所・斉藤組赤川高区浄水場ろ過施設建設工事共同企業体
(5) 工期	令和元年(2019年)8月2日から令和3年(2021年)3月25日まで

## 5 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

### (1) 指摘事項

積算について、鉄筋工および場内配管付帯工において一部単価に誤りがあった。また、見積りを基に算定する単価を使用している工種において、単価毎に算定方法が異なっており、設計金額に影響すると思われる事例が見受けられた。

設計金額の誤りは、予定価格や最低制限価格はもとより、入札や契約の適正性や公平性の確保にも影響することから、早急に設計金額を精査し、対応を要する場合は、契約の内容を変更するなど必要な事務手続を執られたい。

また、確実な照査のためのチェック体制を整え、職員へ周知徹底するなど対応策を講じられたい。